

# フォローアップ支援事業補助金のご案内

◇補助内容 新型コロナウイルス感染症の影響によって業績が悪化した事業者を支援するため、商品開発、販路開拓、人材育成・確保、広告宣伝、経営再建にかかる経費の一部を補助します。

※事業実施前の申請及び交付決定が必要です。

※当補助金は予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

◇対象者 次の条件をすべて満たす事業者

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人事業主（市内に住所を有している者に限る）で、中小企業基本法上の中小企業であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年1月以降の売上で最も減少した月の売上が、次のア・イのいずれかに該当すること。
  - ア 平成31年又は令和元年同月比で30%以上減少していること。
  - イ 業歴が3か月以上4年1か月未満の場合は、創業以降で売上高が高い上位3か月の平均売上高と比較し、30%以上減少していること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 大垣市暴力団排除条例に該当する法人または個人でないこと。

◇補助金額 補助対象経費（税抜金額）の2分の1以内の額とし、**10万円**（1回限り）を上限とします。

◇対象事業 市内の事業所に対して行う商品開発、販路開拓、人材育成・確保、広告宣伝、経営再建につながる事業であり、国・県等の補助金の交付を受けていない、または申請を行っていない事業で、本補助金交付決定後に発注、購入、契約等を行い、かつ令和6年2月29日（木）までに納品等と支払いが完了するものを対象とします。

補助事業	補助対象経費例
商品開発に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな商品や製品、サービスの開発に要する経費</li> <li>・新たな商品や製品、サービスの生産並びに販売に必要な設備導入に要する経費</li> </ul>
販路開拓に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット等を活用した新たな販路開拓に要する経費</li> <li>・インターネット販売の追加、強化に要する経費</li> </ul>
人材育成・確保に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員のスキルアップのための研修に要する経費</li> <li>・eラーニング等を活用した研修に要する経費</li> <li>・就職、転職情報サイトへの掲載に要する経費</li> </ul>
広告・宣伝に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの開設及び充実強化に要する経費</li> <li>・新聞、雑誌、インターネット等への広告に要する経費</li> <li>・チラシ、DM等の作成及び発送に要する経費</li> </ul>
経営再建に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルティングに要する経費</li> <li>・事業承継に要する経費</li> </ul>

※ 補助対象事業に使用すると明確に特定できないもの（パソコンやスマートフォン等の電子機器など）など、補助対象とならない経費がありますので、詳しくは募集要領をご覧ください。

◇申請期間 令和5年4月3日（月）から令和6年1月31日（水）まで ※当日消印有効

- ◇必要書類
- (1) 大垣市フォローアップ支援事業補助金申請書（第1号様式）
  - (2) 事業計画書（別紙1）及び収支予算書兼補助対象経費積算明細書（別紙2）  
（経費積算根拠を確認できる見積書等を添付してください）
  - (3) 市内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住所を有している者に限る）であることが分かる書類  
法人 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内）など  
個人 直近の青色申告決算書又は収支内訳書の写し など
  - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書（第2号様式）  
※ 30%以上の売上減少が比較できる次のいずれかの台帳等の写しを添付してください。
    - ① 令和5年1月以降、最も売上が減少した月の売上と平成31年又は令和元年同月の売上の比較
    - ② 業歴3か月以上4年1か月未満の場合は、令和5年1月以降、最も売上が減少した月の売上と創業以降で売上が高い上位3か月の平均売上の比較
  - (5) 市税の完納証明書
  - (6) 大垣市フォローアップ支援事業補助金に係る誓約・同意書（第3号様式）
  - (7) 身分証のコピー（免許証など顔写真、現住所が記載で有効期限内であるもの）  
※ 身分証のコピーの提出は個人事業主の方のみ
  - (8) 大垣市フォローアップ支援事業補助金に係る申請チェックシート  
※ 申請書等の様式は、大垣市のホームページからダウンロードしてください。

◇申請方法 郵送によりご提出ください。  
宛先：〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地  
大垣市経済部商工観光課（☎47-8596）

◇実績報告 必ず、事業完了後30日以内、または令和6年2月29日（木）のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）及び添付書類を用いて実績報告を行ってください。

- ◇留意事項 補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。
- (1) 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要です。
  - (2) 経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。

◇補助金交付の流れ

